

(別 紙)

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施細則

第 1 総 則

1 通則

ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業の実施については、ポリオ生ワクチン 2 次感染対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

2 予防接種健康被害調査委員会

- (1) 実施要綱第 4 の 2 に規定する予防接種健康被害調査委員会（以下「調査委員会」という。）の任務については、市町村長からの指示によりワクチン株のポリオウイルスに 2 次感染（以下「2 次感染」という。）したことによる健康被害の発生に際し、医学的見地からの調査を行うものとする。具体的には、実施要綱第 3 に掲げる対象者の認定に関する審査、疾病の状況及び診察内容に関する資料収集、第 2 から第 6 に定める各給付の支給の認定に関する審査及び必要と考えられる場合の特殊な検査又は剖検の実施についての助言等を行うものとする。
- (2) このほか、調査委員会の運営に関して必要な事項は、予防接種法（以下「法」という。）による健康被害の救済措置の例による。

第 2 医療費

1 支給要件

2 次感染による疾病が病院又は診療所への入院治療を要する程度である場合に行われる当該疾病の治療に必要な程度の医療に対して給付を行うものとする。この場合において、疾病が入院治療を要する程度である場合とは、必ずしも入院治療が行われる場合に限定されるものではなく、これと同程度の疾病の状態にあると認められる場合であれば、諸事情からやむを得ず自宅療養を行っている場合等を含むこととする。

2 支 給 額

医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、2 次感染による疾病について予防接種法施行令第 10 条第 1 項ただし書に定める法令の規定により医療に関する給付を受け、又は受けることができた場合には、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

3 支給手続

- (1) 医療費を受けようとする者は、別紙 1 に定める医療費・医療手当申請書に次の書類を添えて、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。ただし、2 次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとき

れる者又はその遺族等が、2次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。

一 2次感染の原因となった予防接種の被接種者の氏名及びその接種を受けた年月日を証する書類

二 医療費の支給を受けようとする者の氏名、一の被接種者との接触歴（同居・別居の別等）及び続柄を証する書類

三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類

四 疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した書面又は診療録の写し

五 医療機関又は薬局（以下「医療機関」という。）で作成された別紙2－1に定める受診証明書。ただし、厚生労働省が設けるポリオ生ワクチン2次感染者対策検討会（以下「対策検討会」という。）への判定申出には別紙2－2に定める受診証明書

（2）市町村長は、申請に係る疾病とポリオ生ワクチンとの因果関係について対策検討会の認定を受けるため、申請書と申請書の添付書類の写し並びに調査委員会の調査報告を添え、都道府県知事を経由して厚生労働省へ判定申出を行うものとする。

（3）厚生労働省は、対策検討会の意見の判定により申出に係る疾病のうち2次感染と因果関係にあると認められる疾病があるときは、当該疾病名を、2次感染と因果関係にあると認められる疾病がないときは、その旨を、都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

（4）通知を受けた市町村長は、支給を決定したときは、申請者にその旨を書面で通知するとともに、対策検討会によって認定された疾病名を記入した別紙8－1に定めるポリオ2次感染医療費該当証明書を送付する。不支給を決定したときは、申請者にその旨及びその理由を書面で通知するものとする。

（5）支給決定認定を受けた疾病について医療が継続して行われているときは、（1）に掲げる添付書類のうち一、二、三及び四は添付する必要がなく、また、（2）及び（3）の手順は必要ではない。

第3 医療手当

1 支給要件

（1）医療手当の支給の対象となる医療は、第2の1に定めるものと同様のものとする。

（2）同一日に医療機関で2回以上の医療を受けた場合であっても、医療手当の支給要件としての日数は、1日として計算するものであること。

2 支給額

（1）医療手当の支給額は、1月につき、次の区分に従い、当該区分に定める額とする。

一 その月において第2の2の一から四までに規定する医療を受けた日数が3日以上の場合 39,900円

二 その月において一に規定する医療を受けた日数が3日未満の場合 37,900円

三 その月において第2の2の五に規定する医療を受けた日数が8日以上の場合 39,900円

四 その月において三に規定する医療を受けた日数が8日未満の場合

37,900円

- (2) 同一の月において第2の2の一から四までに規定する医療と第2の2の五に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、(1)の規定にかかわらず、39,900円とする。

3 支給手続

- (1) 医療手当の支給を受けようとする者は、別紙1に定める医療費・医療手当申請書に医療費の申請の場合と同一の書類を添えて、2次感染の原因となった予防接種の被接種者が、当該予防接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村長に提出するものとする。ただし、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。
- なお、医療手当と同一月分の医療費が併せて判定申出されている場合は、医療手当についての書類の添付は、省略して差し支えないこととする。
- (2) (1)に掲げる外、医療手当の支給手続については、第2の3に定める医療費の支給手続に準ずるものとする。
- (3) 同一月に医療費と医療手当の支給申請があるときは、同時に申請を行うよう申請者に対して指導するものとする。

第4 特別手当

ア 障害児の養育に対する特別手当

1 支給要件

障害児の養育に対する特別手当（以下「障害児養育特別手当」という。）は、18歳未満の障害児を養育する者（以下「養育者」という。）に対して支給する。この場合における養育者とは、障害児を監護しているか否か、障害児と同居しているか否か、障害児の生計を維持しているか否か等を考慮して、社会通念上障害児を養育していると認めることができ、その者に支給することが障害児の救済という趣旨に適合すると考えられる者を指すものとする。また、「監護」とは、障害児の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうものである。

2 支給額

- (1) 障害児養育特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。
- | | |
|------------------------|----------|
| 一 別表第1に定める1級の障害の状態にある者 | 952,800円 |
| 二 別表第1に定める2級の障害の状態にある者 | 762,000円 |
- (2) 障害児養育特別手当については、2次感染による障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されているときであっても、同項に規定する額から支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除しないこととする。

3 支給手続

- (1) 障害児養育特別手当の支給を受けようとする者は、別紙3に定める障害児養育特別手当申請書に次の書類を添えて、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。ただし、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害

を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、２次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。

一 ２次感染の原因となった予防接種の被接種者の氏名及びその接種年月日を証する書類

二 障害児の氏名、一の被接種者との接触歴（同居・別居の別等）及び続柄を証する書類

三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類

四 障害児の障害の状態に関する医師の診断書

障害の状態に関する医師の診断書の様式については、別紙９によるものとする。

五 障害児が別表１に定める障害の状態に該当するに至った年月日及びワクチン株のポリオウイルスからの２次感染により障害の状態になったことを証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し

六 障害児の属する世帯全員の住民票の写し

七 障害児を養育することを明らかにすることができる書類

（２）厚生労働大臣は、市町村長に対して因果関係の認否、等級及び障害の状態に至った年月日を通知するものとする。

（３）市町村長が支給決定をしたときは、別紙８－２に定めるポリオ２次感染者障害児養育特別手当該当証明書に所要の記載を行い申請者宛送付すること。

（４）（１）から（３）に掲げるもののほか、障害児養育特別手当の支給手続については、第２の３に定める医療費の支給手続に準じるものとする。

４ 支給期間等

障害児養育特別手当の支給期間は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までであり、その支払は、１月、４月、７月及び１０月の４期に行うこととする。

５ 支給額の変更

（１）障害の状態に変更があったため、新たに別表１に定める他の等級に該当することとなった場合においては、支給額の変更の申請及び障害の状態の変更を、現に手当を支給している市町村の長に届け出ることにより、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給することとする。

（２）既に障害児養育特別手当の支給を受けており、養育している障害児の障害の程度が増進し、その受けている障害児養育特別手当の額の変更の申請をしようとする者は、別紙４に定める特別手当変更申請書に次に掲げる書類を添えて市町村の長に提出するものとする。

一 障害の状態に関する医師の診断書

二 障害児が別表第１に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し

（３）（２）のほか、額の変更のための手続については、３の（２）から

（４）までに定める支給手続に準ずるものとする。

イ １８歳以上の障害者に対する特別手当

１ 支給要件

１８歳以上の障害者に対する特別手当（以下「障害者特別手当」という。）は、別表第２に定める程度の障害の状態にある１８歳以上の者に対して支給する。

2 支給額

- (1) 障害者特別手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。
- 一 別表第2に定める1級の障害の状態にある者 3, 045, 600円
 - 二 別表第2に定める2級の障害の状態にある者 2, 436, 000円
- (2) 障害者特別手当については、2次感染による障害に関し、福祉手当又は国民年金法の規定による障害福祉年金が支給されているときであっても、同項に規定する額から支給される福祉手当又は障害福祉年金の額を控除しないものとする。

3 支給手続

- (1) 障害者特別手当の支給を受けようとする者は、別紙5に定める障害者特別手当申請書に次に掲げる書類を添えて、2次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。ただし、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。
- 一 2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者の氏名及びその接種年月日を証する書類
 - 二 障害者の氏名、一の被接種者との接触歴（同居・別居の別等）及び続柄を証する書類
 - 三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類
 - 四 障害者の障害の状態に関する医師の診断書
障害の状態に関する医師の診断書の様式については、別紙9によるものとする。
 - 五 障害者が別表2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及びワクチン株ポリオウイルスからの2次感染により障害の状態になったことを証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し
- (2) 厚生労働大臣は、市町村長に対して因果関係の認否、等級及び障害の状態に至った年月日を通知するものとする。
- (3) 市町村長が支給決定をしたときは、別紙8-3に定めるポリオ2次感染者障害者特別手当該当証明書に所要の記載を行い、申請者宛て送付するものとする。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、障害者特別手当の支給手続については、第2の3に定める医療費の支給手続に準じるものとする。

4 支給期間等

障害者特別手当の支給期間は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から支給すべき事由が消滅した日の属する月までであり、その支払は、1月、4月、7月及び10月の4期に行うこととする。

5 額の変更

- (1) 障害の状態に変更があったため、新たに別表2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、支給額の変更の申請及び障害の状態の変更を、現に手当を支給している市町村の長に届け出ることにより、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給することとする。
- (2) 既に障害者特別手当の支給を受けており、その障害の程度が増進し、支給額の変更の申請しようとする者は、別紙4に定める特別手当変更申請書

に、次に掲げる書類を添えて市町村の長に提出するものとする。

一 障害の状態に関する医師の診断書

二 障害者が別表第2に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した書面又は診療録の写し

(3) (2)のほか、額の変更のための手続については、3の(2)から

(4)までに定める支給手続に準ずるものとする。

第5 死亡一時金

ア 死亡した者が生計維持者であった場合の遺族に対する一時金

1 支給要件

(1) 2次感染したことにより死亡した者が、一家の生計維持者であった場合には、その者の遺族に対して、生活の立て直し等を目的として、死亡した者が生計維持者であった場合の遺族に対する一時金（以下「生計維持者死亡一時金」という。）を支給するものとする。

(2) 前項における遺族とは、死亡した者の配偶者（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子（死亡の当時、胎児であった者を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のことをいう。

(3) (1)における生計維持とは、2次感染したことにより死亡した当時、死亡した者によって生計を維持していたものであり、その取扱いについては、次に定めるとおりとする。

一 2次感染により死亡した者の経済的役割からみて生計維持に該当するか否か、個々の事例についての判断を必要とする。

二 死亡した者の収入によって日常の消費生活活動の全部又は一部を営んでおり、死亡者の収入がなければ通常的生活水準を維持することが困難となるような関係が常態である者については、死亡した者によって生計を維持しているものと解して差し支えないこととする。

三 生計維持を認めるに当たっての死亡した者の収入については、必ずしも死亡した者本人の資産又は所得である必要はなく、その者が家計を別にする他の者から仕送りを受け、又は公的社会保障給付を受けている場合、更に、本措置の給付を受けている場合についても、それをその者の収入として取り扱って差し支えないこととする。

(4) 生計維持者死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、(2)において規定する順序による。

(5) 2次感染により死亡した者の死亡前にその者の死亡によって死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時金を受けることができる遺族としないこととする。

2 支給額

(1) 生計維持者死亡一時金の額は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号。以下「機構法」という。）における遺族年金の額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。

(2) 生計維持者死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の額は、(1)の額をその人数で除して得た額とする。

3 支給手続

生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙6－1に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、2次感染の原因になったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。ただし、2次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、2次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。

- 一 2次感染の原因となった予防接種の被接種者の氏名及びその接種年月日を証する書類
- 二 死亡した者の氏名、一の被接種者との接触歴（同居・別居の別等）及び続柄を証する書類
- 三 二において接触歴を別居とした場合、親族等に濃厚に接触したことを証する書類
- 四 死亡した者に係る死亡診断書その他死亡を証する書類
- 五 2次感染により死亡したことを証明することができる医師の作成した書面
- 六 請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本
- 七 請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者（内縁関係にあった夫又は妻）、双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面
- 八 請求者が死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していたことを証明することができる住民票の写し及び所得税源泉徴収証明書等の収入の状況を示す書類
- 九 一から八のほか、第2の3に定める医療費の支給手続に準じるもの

4 申請の期限

生計維持者死亡一時金の申請の期限は、2次感染により死亡した者が当該2次感染による疾病又は障害について、医療費、医療手当又は特別手当の支給があった場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場合には、その死亡の時から5年とする。

イ 死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金

1 支給要件

- (1) 2次感染により死亡した者が一家の生計維持者でなかった場合には、胎児の有無を含めて、生計維持者死亡一時金を受けることができる遺族がないことを確認したうえで、その遺族に対する見舞等を目的として、死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金（以下「非生計維持者死亡一時金」という。）を支給するものとする。
- (2) 非生計維持者死亡一時金を受けることができる順位は、アの1の(3)に規定する順序によるものとする。ただし、配偶者以外の者にあつては、2次感染により死亡した者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者に限るものとする。
- (3) (2)に定める遺族のうち、配偶者以外の者については生計を同じくしていたとは、死亡した者と、その遺族との間に生活の一体性があつたことをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこととする。
- (4) 非生計維持者死亡一時金の申請があつた場合は、当該請求者が第5のア

の（２）の規定により遺族の範囲から除外されている者でないこと及び胎児の有無も含め当該申請者より先順位の非生計維持者死亡一時金を受けることができる遺族がいないことを確認しなくてはならない。

2 支給額

- （１）非生計維持者死亡一時金の額は、7, 992, 000円とする。
- （２）非生計維持者死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が2人以上ある場合における各人の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

3 支給手続

非生計維持者死亡一時金の支給を受けようとする者は、別紙6－1に定める死亡一時金申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。ただし、２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、２次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。

一 第5のアの3の一から七に掲げる書類

二 申請者が、死亡した者の配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の書類

三 一及び二のほか、第2の3に定める医療費の支給手続に準じるもの

4 申請の期限

非生計維持者死亡一時金の申請の期限は、２次感染により死亡した者が当該２次感染による疾病又は障害について、医療費、医療手当又は障害年金の支給があった場合には、その死亡の時から2年、それ以外の場合には、その死亡の時から5年とする。

第6 葬祭料の支給

1 支給要件

２次感染により死亡した者の葬祭を行う場合、葬祭を行う者に対して葬祭料を支給するものとする。この場合において、葬祭を行う者とは、現実に葬祭を行う者をいい、葬祭を2人以上の者が行うときは、そのうちの主として葬祭を行う者に対し支給するものとする。また、葬祭を行う者は、死亡した者の遺族に限定されるものではなく、死亡した者に遺族がいるにもかかわらず、遺族以外の者から葬祭料が請求された場合には、当該請求者が、葬祭を行う者であることを確認したうえで支給するものとする。

2 支給額

葬祭料の額は、219, 000円とする。

3 支給手続

葬祭料の支給を受けようとする者は、別紙7に定める葬祭料申請書に次に掲げる書類を添えて、死亡した者の２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が、当該接種を受けた当時居住していた区域を管轄する市町村の長に提出するものとする。ただし、２次感染の原因となったポリオの定期予防接種の被接種者が特定できない場合は、健康被害を有するに至ったとされる者又はその遺族等が、２次感染したとされる当時居住していた区域を管轄する市町村の長へ所定の様式を申請すること。

- 一 第5のイの3の一に掲げる書類。ただし、同時に死亡一時金の申請がなされている場合には、葬祭料についての資料の添付は省略して差し支えないものとする。
- 二 請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証の写し等の書類
- 三 一及び二のほか、第2（3）に定める医療費の支給に準ずるもの

第7 給付に関するその他の事項

1 診断及び報告

市町村長は、特別手当の支給に関し、特に必要があると認めるときは、給付の対象となる障害児及び障害者（以下「特別手当受給者等」という。）に対して、医師の診断を受けるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができるものとする。特別手当受給者等が、正当な理由がなくてこの命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、特別手当の給付を一時差し止めることができるものとする。

2 氏名又は住所の変更等の届出

特別手当の受給者は、氏名又は住所を変更した場合及び特別手当の支給要件に該当しなくなった場合には速やかに、当該特別手当の給付を行う市町村の長にその旨を記載した届書を提出しなければならないものとする。その際、以下の場合には、それぞれ掲げる事項を届書に記載するとともに、所要の書類を添えなければならないものとする。

- 一 氏名を変更した場合は、変更前及び変更後の氏名並びに戸籍の抄本
- 二 住所を変更した場合は、変更前及び変更後の住所地並びに変更の年月日並びに住民票の写し
- 三 特別手当の支給要件に該当しなくなった場合はその年月日及び理由

3 特別手当受給者の死亡の届出

特別手当受給者等が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その死亡した者の氏名及び死亡した年月日を記載した届書にその死亡の事実を証する書類を添えて、当該特別手当の給付を行っていた市町村長に提出しなければならないものとする。

4 他の救済制度との調整

対象者の疾病、障害又は死亡について、既に法又は機構法により給付を受けている場合においては、当該申請は、本事業による給付の対象とならない。

附 則

この実施細則は、平成16年4月1日から施行し、同日から適用する。

注）一部改正（平成18年3月31日付健感発第0331004号）：医療手当、特別手当は平成18年4月分以降の月分から適用され、死亡一時金は、平成18年4月1日以降の死亡分から適用される。

障害児養育年金 等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のも 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両下肢の用を全く廃したもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のも 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの 5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害年金 等級表

等 級	障害の状態
1 級	1. 両眼の視力が0.02以下のもの 2. 両上肢の用を全く廃したもの 3. 両下肢の用を全く廃したもの 4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの 5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1. 両眼の視力が0.04以下のもの 2. 一眼の視力が0.02以下で、かつ、他眼の視力が0.06以下のもの 3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしててもこれを解することができない程度のもの 4. 咀嚼^{そしやく}又は言語の機能を廃したもの 5. 一上肢の用を全く廃したもの 6. 一下肢の用を全く廃したもの 7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。